令和８年度

償却資産(固定資産税)申告の手引き

市政各般にわたり、平素よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和８年度の償却資産（固定資産税）の申告時期となりましたので、
この「申告の手引き」を参考にして申告書を作成のうえ、提出してください。

提 出 期 限

令和８年２月２日(月)

★ 提出期限が近づくと、窓口がたいへん混み合いますので、
１月２０日（火）までの申告にご協力をお願いします。

- 申告書の記載方法は 12～16 ページの記載例を参照してください。
- 資産の増減がない場合でも、申告書は必ず提出してください。
- **廃業や事業所の閉鎖などにより、事業用資産がすべてなくなった方は必ず申告してください。**市民税課へ閉鎖届を提出しても、すべての資産がなくなったとみなすことはできません。申告がない場合、資産を保有しているとみなして課税することがあります。
- **相続などにより事業を継承した場合**もご申告をお願いします。
- 申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、**切手を貼った返信用封筒**を必ず同封してください。
- インターネットによる電子申告（eLTAX）も受け付けています。

提出・問い合わせ先

〒０３６－８５５１　青森県弘前市大字上白銀町１番地１

弘前市　財務部 資産税課 資産税係

（市民防災館２階　窓口：Ｃ－２２２）　午前８時 30 分～午後５時

電話番号　（直通）０１７２－４０－７０２７

（代表）０１７２－３５－１１１１（内線２４３・２４４）

※　岩木・相馬総合支所、各出張所では受付いたしません。



弘前市公式マスコット
たか丸くん

申告者が**個人**の場合は、申告受付時にマイナンバー(個人番号)確認・身元確認をいたします。

- 提出方法により、確認させていただく書類・カード等が異なりますので、下表をご確認のうえ、申告書を提出してください。

申告書の提出方法	確 認 書 類 等
申告者ご本人が市役所窓口へお持ちになる場合	マイナンバーカード※1 または 通知カード※2 または 個人番号が記載された住民票 ＋ 運転免許証（またはパスポート）
郵送で提出される場合	上記確認書類等の写し
申告者の代理人が市役所窓口へお持ちになる場合	代理人の 身分証明証 （マイナンバーカード※1 / 運転免許証 / パスポート等） 申告者本人の 委任状※3 ＋ マイナンバーカード※1 の写し （または、通知カード※2 もしくは個人番号が記載された住民票の写し）
電子申告（eLTAX）で送信される場合	― 確認書類は不要です ―

※1　マイナンバーカード　…　通知カード受け取り後、自治体への申請により交付することのできる、顔写真のあるプラスチック製のカード

※2　通知カード　……　平成２７年１０月以降自治体より送付されている、１２桁のマイナンバー（個人番号）が記載されたカード
（令和２年５月２５日に廃止されていますが、氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます）

※3　委任状　……　記載方法は２０ページをご覧ください。

◆　申告者が**法人**の場合、確認書類等は不要です。

１．償却資産とは

償却資産とは、土地や家屋以外に事業の用に供している資産で、減価償却費が法人税法または所得税法の規定により損金または経費に算入されるものをいいます。ただし、権利・ソフトウェアなどの無形資産や自動車税・軽自動車税が課税されているものを除きます。

地方税法第３８３条により、毎年賦課期日（１月１日）現在で償却資産を所有する個人・法人は、資産の名称、取得価額等を市町村に申告する義務があります。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

２．申告が必要な方

１月１日現在、弘前市内に土地や家屋以外で事業の用に供する償却資産を所有している方は申告が必要です。具体的には次のとおりです。

① 法人
② 個人事業主
③ 農林漁業者（自家消費用のみの方は除く）
④ 不動産を貸し付けている方（賃貸アパート、月極駐車場の経営など）
⑤ 市内の事業所等に償却資産を貸し付けている方（リース業など）

３．申告が必要な資産

１月１日現在において事業の用に供している資産を申告してください。また、次のような資産も申告が必要となります。

① 遊休又は未稼働の資産でも、すぐに事業の用に供することができるもの
② 簿外資産及び償却済み資産でも、事業の用に供しているもの
③ 資本的支出としての改良費（本体部分と分離して申告してください）
④ 決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていないもの

４．申告の必要がない資産

① 自動車税または軽自動車税の課税対象となるべきもの（実際に自動車税(種別割)が課税されている必要はありません） ※４～６ページを参照してください
② 無形減価償却資産（特許権、電話加入権、商標権、ソフトウェア等）
③ 繰延資産
④ 棚卸資産（貯蔵品、商品在庫等）
⑤ 果樹および家畜
⑥ 税務会計上で次のように取扱いをするもの
- 取得価額が１０万円未満または使用可能期間が１年未満の資産で、取得価額全額を損金に算入するもの。
- 取得価額が２０万円未満の資産で、法定耐用年数によらず３年で償却するもの（**一括償却**）。

５．取扱いが国税と異なるものについて

租税特別措置法などの定めによる次の国税上の特例等は、地方税である固定資産税には適用されません。税務会計上で次の特例等を適用している資産は、通常の償却資産として申告する必要がありますので、ご注意ください。

① 租税特別措置法の特例による取得価額３０万円未満の資産の損金算入
② 特別償却・割増償却
③ 圧縮記帳　※取得価額から補助金等相当額を控除することはできません。

６．償却資産の種類と主な資産

償却資産の種類と申告の対象となる主な資産は下の表のとおりです。

種　類		主な資産
１　構築物	構　築　物	緑化施設、庭園、塀、舗装道路及び舗装路面（アスファルト敷、コンクリート敷)、発電・送電・放送用の塔・柱・配線等、広告塔、ネオンサイン、競技施設、遊戯施設、用水用ダム、トンネル、橋、防壁、堤防、やぐら、焼却炉、煙突、上水道、下水道、水槽、用水池、打込み井戸、街路灯　など
	建物附属設備	賃借人（テナント等）が賃借建物に施工した内装、設備等家屋とならない車庫（カーポート等）や移動可能な物置等 ※ 建物の所有者が施工した建物附属設備は家屋として評価するものと償却資産として評価するものと区分されます（7ページ参照)。
２　機　械　・　装　置		各種製造業の製造設備、ブルドーザー、パワーショベル等の自走式作業用機械、サービス業用の設備　など
３　船　舶		（　省　略　）
４　航　空　機		（　省　略　）
５　車　両　・　運　搬　具		構内運搬車、フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「０××」または「９××」のもの)。 ※ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるフォークリフトや農耕用小型特殊自動車、乗用車、トラック等、車載無線機、カーナビゲーションシステム等は申告しないでください。 特殊自動車については、次ページを参照してください。
６　工具・器具・備品		金型、測定又は検査工具、切削工具、治具及び取付工具、机、椅子、キャビネット、応接セット、陳列ケース、電気機器、ガス機器、事務機器、通信機器、時計、試験機器、測定機器、光学機器、広告器具、容器、金庫、理容・美容機器、医療機器、娯楽・スポーツ機器　など

◆　特殊自動車に対する課税について

運搬等に使うフォークリフトや土木建設作業に使うショベル・ローダ、また、農耕作業に使うトラクタなどは、特殊自動車に分類されます。この特殊自動車には小型特殊自動車（軽自動車税）と大型特殊自動車（固定資産税）があり、それぞれ異なる税金の対象になります。

次の表のとおり分類されますので、どの税金の対象となるかを確認して申告してください。

<table>
<tr><th colspan="2">荷役運搬・土木建設作業用</th><th colspan="2">農耕作業用</th><th>大型特殊自動車</th></tr>
<tr><td colspan="2">ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車および国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</td><td colspan="2">農耕トラクタ

農業用薬剤散布車

刈取脱穀作業車（コンバイン）

田植機

国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</td><td rowspan="7">ポール・トレーラ

国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</td></tr>
<tr><td colspan="2">↓</td><td>↓</td><td>↓</td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の
・長さ 4.7m以下
・幅　1.7m以下
・高さ 2.8m以下
・最高速度 15ｋm/時以下</td><td>最高速度
35ｋm/時
未満</td><td>最高速度
35ｋm/時
以上</td></tr>
<tr><td>↓</td><td>↓</td><td>↓</td><td>↓</td></tr>
<tr><td>全てを満たしている場合

小型特殊自動車</td><td>どれか一つでも超える場合

大型特殊自動車</td><td>大きさに制限はありません。

小型特殊自動車</td><td>大きさに制限はありません。

大型特殊自動車</td></tr>
<tr><td>↓</td><td>↓</td><td>↓</td><td>↓</td><td>↓</td></tr>
<tr><td>軽自動車税</td><td>固定資産税</td><td>軽自動車税</td><td>固定資産税</td><td>固定資産税</td></tr>
</table>

※　一般的にミニバックホウ、ミニパワーショベルと呼ばれるもの、また、乗用装置のある農作業用のトラクタや田植機など、軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車の場合は、償却資産として申告しないようご注意ください。



◆　農耕作業用トレーラの申告について

令和２年度から、償却資産として固定資産税の課税対象であった小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラが、軽自動車税の課税対象となりました。

これから小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラ（けん引するトラクタの最高速度が時速３５km 未満）を取得する方は、償却資産として申告せずに、軽自動車税として申告してください。なお、大型特殊自動車に該当する資産は、引き続き固定資産税（償却資産）の課税対象です。

７．リース資産の取扱い

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合と、実際に資産を借りて事業をされている方が申告する場合があります。リース資産の契約形態と申告が必要な方は下の表のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
オペレーティングリースや所有権移転外リース取引など､所有権が貸手側にあるもの。	不　要	**必　要**
所有権移転リース取引やリースバック取引など、実質的には借手側への売買や融資と認められるもの。	**必　要**	不　要

８．申告対象となる主な償却資産の例示（業種別）

業　　種	資　産　の　名　称
共　　通	パソコン、コピー機、ルームアコン、応接セット、看板、LAN 設備等
製　造　業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印　刷　業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建　設　業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税の課税対象となるべきものを除く）、大型特殊自動車等
娯　楽　業	パチンコ器、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫等
小　売　業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）等
理容・美容業	理容・美容椅子、理容・美容用洗面設備、消毒殺菌器、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐　車　場　業	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等

9．建物附属設備における家屋と償却資産の区分

地方税法及び条例の規定により、家屋の所有者とは異なる者（賃借人・テナント等）が賃借建物に施工した内装・造作及び建物附属設備については償却資産として取り扱い、賃借人の方が申告することになります。

家屋と建物附属設備の所有者が同一の場合、①特定の生産業務の用に供されるもの（工場における機械の動力配線設備等）、②独立した機器としての性格が強いもの（受変電設備等）、③構造的に簡単に取り外しができるもの（簡易間仕切り等）、④屋外に設置されている設備（電気の屋外配線等）などは、家屋評価における建築物とは区分して、償却資産として取り扱います。

区分を例示すると下の表のとおりです。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発変電設備	自家用発電設備・受変電設備（配線等を含む）	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線
インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、アンプ等の装置・器具類	配線
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配線
火災通報装置	屋外の装置（配線を含む）	屋内の装置（配線を含む）
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線を含む）	
避雷設備、換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化装置	右記以外の設備	家屋と一体になっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備（配管を含む）、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコンディショナー	家屋と一体になっている設備
厨房装置、洗濯設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、寮、病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	気送子	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの

（注）一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

１０．課税標準の特例

地方税法第３４９条の３及び同法附則第１５条に規定される一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有される方は、**申告書備考欄、種類別明細書摘要欄、または別紙に、該当資産および適用条項を明記のうえ、添付書類を添えて提出してください。**

課税標準の特例の対象となる償却資産の例（一部抜粋）

<table>
<tr><th colspan="2">適用条項</th><th colspan="2">対象資産</th><th>特例率等</th><th>添付書類（すべて写し）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">地方税法附則第１５条</td><td>第25項</td><td>再生可能エネルギー発電設備</td><td>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス）
※設備の種類・規模により、特例率等が異なります。</td><td>1/3
～
11/14
※わがまち特例

3年間</td><td>【太陽光を除く発電設備の場合】
① 固定価格買取制度認定書
② 特定契約書（電力会社と締結するもの）
【太陽光発電設備の場合】
① 政府の補助を受けて設備を取得したことを証する書類等
（固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外となります）</td></tr>
<tr><td>旧第44項</td><td rowspan="2">認定先端設備（中小企業経営強化法）</td><td>中小企業者等が先端設備等導入計画に基づいて取得した一定の機械装置、工具、器具及び備品、建物附属設備
取得期間 R5.4.1～R7.3.31
※うち、賃上げ方針表明ありの場合
R5.4.1～R6.3.31 取得…5年間
R6.4.1～R7.3.31 取得…4年間</td><td>（賃上無）
1/2
3年間

（賃上有）
1/3
※</td><td rowspan="2">① 先端設備等導入計画に係る認定申請書および導入計画
② 産業育成課から発行された先端設備等導入計画認定書
③ 先端設備等導入計画に関する確認書（認定支援機関確認書）
④ 先端設備等に係る投資計画に関する確認書（認定支援機関確認書）※投資利益5%以上

【賃上げ方針表明ありの場合】
⑤ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面
【リース会社が申告する場合】
⑥ リース契約見積書
⑦ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書</td></tr>
<tr><td>第43項</td><td>中小企業者等が雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明したことを位置づけた先端設備等導入計画に基づいて取得した一定の機械装置、工具、器具及び備品、建物附属設備
取得期間 R7.4.1～R9.3.31

※ただし賃上げ方針が3.0%以上の場合は右のとおり軽減されます。</td><td>（1.5%以上）
1/2
3年間

（3.0%以上）
1/4
5年間</td></tr>
</table>

※掲載スペースの都合上、一部のみ抜粋し表示しております。ここに記載のないものや、各対象資産の詳細については、法令集等でご確認ください。〈法令検索〉電子政府の総合窓口：https://www.e-gov.go.jp

○認定先端設備の導入を検討されている方は、事前に**弘前市産業育成課**へご相談ください。
〈電話〉０１７２－３２－８１０６
〈参考 URL〉市ホームページ内「中小企業経営強化法に基づく先端設備導入計画の認定申請」
http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/2018-0706-1033-108.html

１１．課税のしくみと評価方法

① １月１日現在における償却資産の所有者に課税されます。

② 課税標準額は、１月１日現在における償却資産の評価額で、償却資産課税台帳に登録されたものです。

③ 評価額は、取得価額に耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出します。
耐用年数表（一部）は１７～１９ページに掲載しています。

前年中に取得した資産の評価額 ＝ 取得価額 × 減価残存率（前年中取得）
前年前に取得した資産の評価額 ＝ 前年度評価額 × 減価残存率（前年前取得）

なお、評価額は取得価額に５％を乗じた価額を下回りません。

④ 税額は、課税標準額に税率（１．６％）を乗じて算出します。
課税標準額の合計が１５０万円に満たない場合は課税されません。

税額 ＝ 課税標準額 × 税率（1.6／100）

⑤ 算出の結果、固定資産税が課税される方には、例年５月上旬に納税通知書を送付いたします。

耐用年数に応じた減価率及び減価残存率（一部）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 (A)	前年前取得 (B)			前年中取得 (A)	前年前取得 (B)
				１６	0.134	0.933	0.866
２	0.684	0.658	0.316	**１７**	0.127	0.936	0.873
３	0.536	0.732	0.464	**１８**	0.120	0.940	0.880
４	0.438	0.781	0.562	**１９**	0.114	0.943	0.886
５	0.369	0.815	0.631	**２０**	0.109	0.945	0.891
６	0.319	0.840	0.681	**２１**	0.104	0.948	0.896
７	0.280	0.860	0.720	**２２**	0.099	0.950	0.901
８	0.250	0.875	0.750	**２３**	0.095	0.952	0.905
９	0.226	0.887	0.774	**２４**	0.092	0.954	0.908
１０	0.206	0.897	0.794	**２５**	0.088	0.956	0.912
１１	0.189	0.905	0.811	**２６**	0.085	0.957	0.915
１２	0.175	0.912	0.825	**２７**	0.082	0.959	0.918
１３	0.162	0.919	0.838	**２８**	0.079	0.960	0.921
１４	0.152	0.924	0,848	**２９**	0.076	0.962	0.924
１５	0.142	0.929	0.858	**３０**	0.074	0.963	0.926

１２．その他

◆ 注意事項

虚偽の申告をされた場合には、地方税法第３８５条により１年以下の懲役または５０万円以下の罰金に処すことがあります。また、正当な理由がなく申告を怠った場合には、地方税法第３８６条及び弘前市税条例第４４条により過料を課すことがあります。

◆ 実地調査へのご協力について

地方税法第３５３条の規定により、申告書の記載内容に疑義がある場合や、申告期限を過ぎても申告のない場合には、事業所等を訪問し、資産の所有状況等について実地調査を行い、帳簿書類等の提出を求めることがあります。なお、この調査は脱税等の犯罪捜査ではなく、申告内容をより正確なものにするために実施するものです。職員が伺った際にはご協力をお願いいたします。

◆ 減価償却明細書（写）提出のお願い

市では、適正な課税を図るため、申告されている償却資産の内容と法人税や所得税等の国税の申告作成にかかる資料とを照合しています。

つきましては、お手数をおかけしますが、電算処理による全資産申告をなされない方は、減価償却明細書や固定資産台帳などで、減価償却の内訳（資産名称、取得年月日、耐用年数、数量）がわかる書類の写し（直近の決算期末のものでかまいません）を提出いただきますようお願いいたします。

なお、上記書類の提出は、償却資産申告書提出期限後でもかまいませんので、今回の申告年度内に提出されますようお願いいたします。

また、電算処理による全資産申告の方でも、実地調査の際には上記書類の提出を事前にお願いすることもありますので、その際はご協力をお願いいたします。

◆ 耐用年数省令の改正（平成２０年４月３０日）について

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の改正（平成２０年４月３０日施行）により、機械及び装置を中心に耐用年数区分の大幅な整理見直しが行われました。これにより、平成１９年以前に取得した資産の評価では、平成２１年度以降改正後の耐用年数を適用することとなりました。

なお、平成２１年度課税分については、平成２０年度評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を算出しています。資産の取得時までさかのぼって改正後の耐用年数により再評価を行うものではありません。

◆ 省令改正に伴う耐用年数変更の一覧表への記載方法

該当する耐用年数を二重線で消し、その上に改正後に適用する耐用年数を記入し、摘要欄には「省令改正」と記載して下さい。

	資産番号	種類	資産の名称・規格・型式	数量	取得時期 号	年	月	耐用年数	取得価額(円)	特例非課税
1	00000001	2	ﾚｲｿﾞｳｿｳﾁ	1	4	18	07	~~10~~ 12	7,500,000	省令改正
2	00000002	2	ﾘﾝｺﾞﾋﾝｼｯｹﾝｻｿｳﾁ	1	4	18	10	10	12,000,000	

◆ 平成１９年以前に取得した資産を申告する場合の耐用年数の記載方法

増加明細書の耐用年数欄には改正後のものを記載し、改正前のものは摘要欄に「改正前○年」と記載してください（１４ページ記載例２、１６ページ記載例４もご覧ください）。

１３．提出書類と記載例

提出書類一覧　　下表の網掛け部分の書類を提出してください。

			提出書類			
			償却資産申告書	種類別明細書		償却資産細目一覧表
				増加資産・全資産用	減少資産用	
初めて申告される方	弘前市内に資産を所有している場合		備考欄「１．増減あり」に○をつける	１月１日現在所有している資産すべてを申告	不要	不要
	弘前市内に資産を所有していない場合		備考欄「4.該当資産なし」に○をつける	不要	不要	不要
前年度に引き続いて申告される方	前年中に増減があった場合	増加資産あり	備考欄「１．増減あり」に○をつける	前年中に増加した資産を記載	不要	前年までの申告内容に訂正がある場合のみ提出
		減少資産あり	備考欄「１．増減あり」に○をつける	不要	前年中に減少した資産を記載	
		廃業・解散・閉鎖・市外への移転等	「3.廃業・解散・閉鎖」のうち、該当するものに○をつけ、年月日を記入	不要	前年中に減少した資産を記載	
	前年中に増減がなかった場合		備考欄「２．増減なし」に○をつける	不要	不要	
電算処理により申告される方			評価額・決定価格・課税標準額を記載	評価額・決定価格・課税標準額を記載	（作成可能な場合は提出願います）	不要

◆ 地方税の電子申告（eLTAX）を利用することができます。（ https://www.eltax.lta.go.jp/ ）

◆ 前年度に引き続いて申告される方で、申告書印字の住所、氏名等に変更又は誤りがある場合には、二重線で取り消した上に正しいものを記入してください。

◆ 地方税法第３４９条の３及び同法附則第１５条の規定により、**税標準額の特例**が適用される場合には、条項および対象資産を明記のうえ、該当することを証する書類を添付してください。（８ページ参照）

◆ 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は当市ホームページからダウンロードできます。紙の様式が必要な場合はご連絡ください。

◆ 当市への申告では、申告書や種類別明細書の「入力用」の用紙の提出は必要ありません。

記載例１　償却資産申告書（償却資産課税台帳）

太枠内を記載してください。

１．住所（又は納税通知書送付先）

２．氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

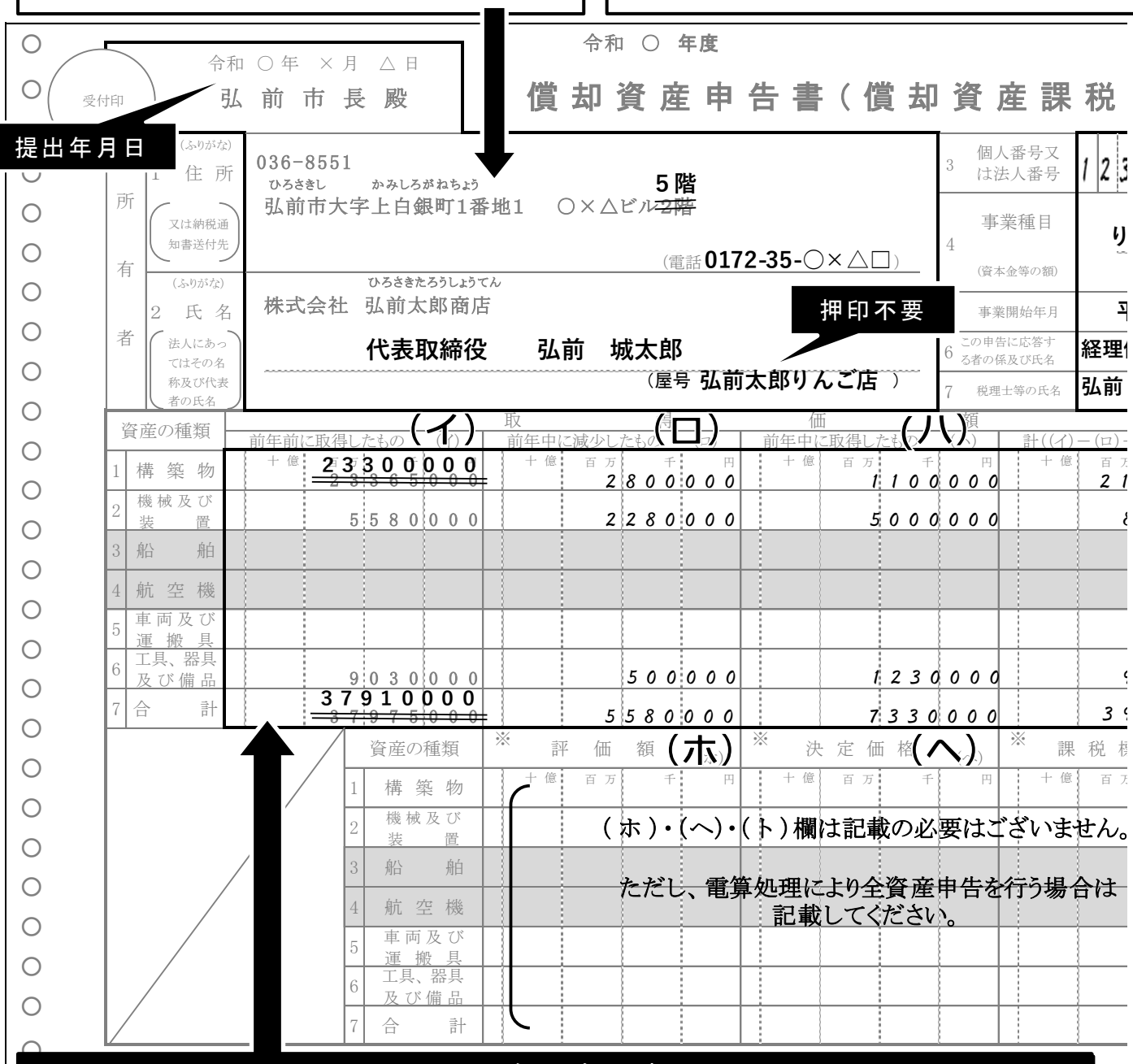
押印不要…任意で押印していただいても差し支えありませんが、押印の有無によって効力に影響が生じるものではありません。

３．個人番号又は法人番号

個人の場合は左端を１マス空け、右詰めで 12 桁の番号を記載。
法人の場合は 13 桁の番号を記載。

４．事業種目（資本金等の額）

主な事業種目と資本金等の額を記載。



取得価額

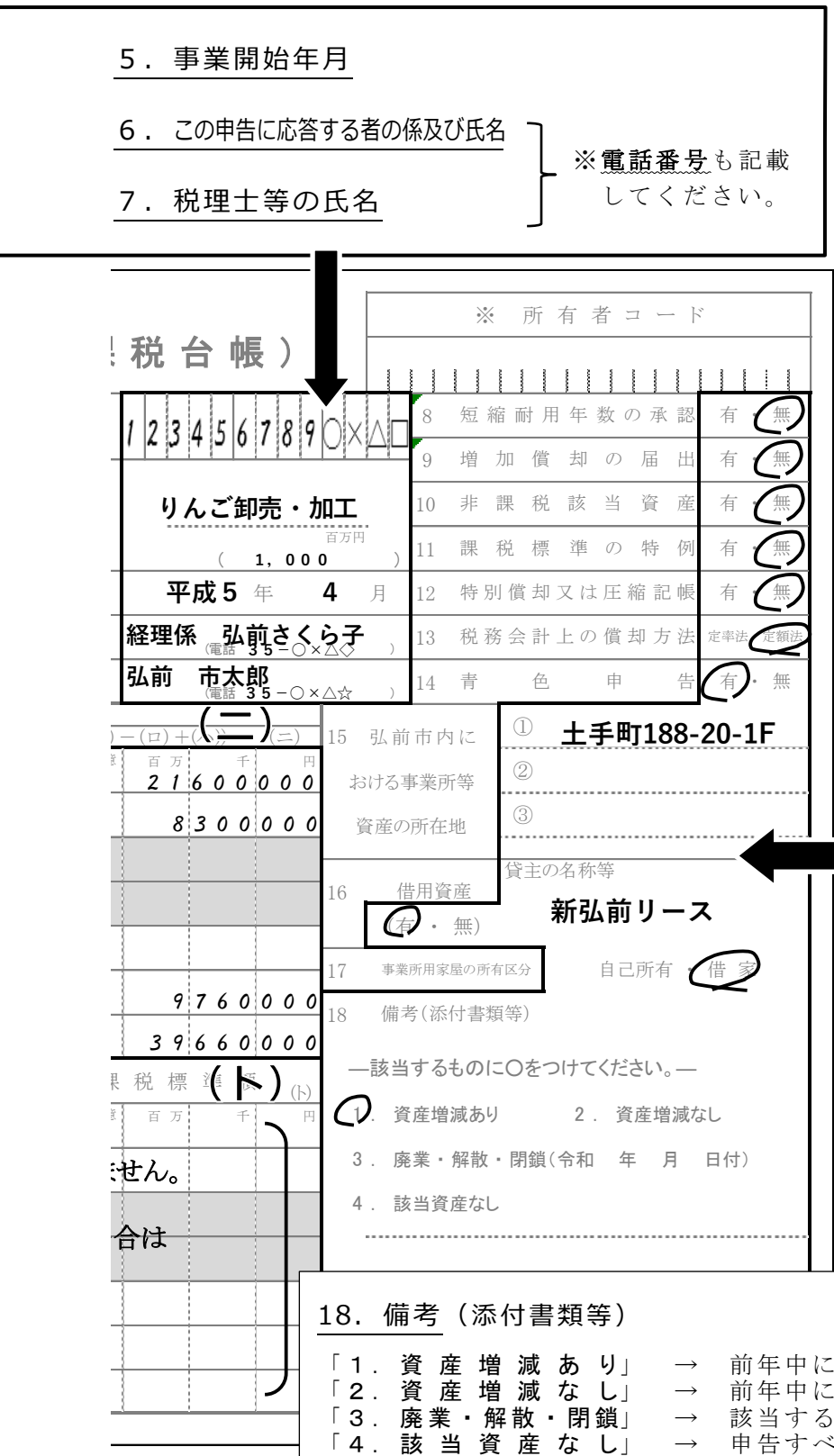
(イ) 前年前に取得したもの
前年よりも前に取得している資産の取得価額を記載

(ロ) 前年中に減少したもの
前年中に減少した資産
(ハ) 前年中に取得したもの
前年中に取得した資産

(ニ)計((イ)－(ロ)＋(ハ))
１月１日現在所有している資産の取得価額の合計

◆ 昨年までに申告があった方には、住所・氏名・取得価額（前年前に取得したもの（イ）の欄）を昨年までの申告に基づいて印字しています。

◆ 印字内容に修正がある場合は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。



8．短縮耐用年数の承認

承認がある場合には「承認通知書」の写しを添付してください。

9．増加償却の届出

届出をしている場合には「届出書」の写しを添付してください。

10．非課税該当資産

非課税に該当する資産は申告に含めないでください。

11．課税標準の特例

適用資産を所有している場合は、備考欄・空欄へその旨を記載し、必要書類を添付してください(参考:8ページ)。

12．特別償却又は圧縮記帳

特別償却・圧縮記帳は償却資産の評価では認められていません。圧縮前の価額等で申告してください。

13．税務会計上の償却方法

14．青色申告

15弘前市内における事業所等資産の所在地

「1．住所」欄に記載した住所と、弘前市内の事業所等、資産の所在地とが異なる場合には記載してください。

16．借用資産

17．事業用家屋の所有区分

18．備考（添付書類等）

「1．資産増減あり」 → 前年中に増加または減少した資産が**ある**場合
「2．資産増減なし」 → 前年中に増加または減少した資産が**ない**場合
「3．廃業・解散・閉鎖」 → 該当するものを○で囲み、**年月日を記載**
「4．該当資産なし」 → 申告すべき資産を所有していない場合

※ その他、次のような事項について記載してください。

・相続等により事業を継承した場合
（例）令和○年○月○日 代表者死亡により相続人□□□□が事業継承

・「短縮耐用年数承認書」の写し等、添付書類の名称
・非課税・課税標準の特例に該当する資産を所有している場合、その適用条項
・その他、この申告に必要な事項や、評価について参考となる事項

①資産の種類
4ページ参照
②資産の名称等
20字程度で記載
③数量
右詰めで記載

④取得年月
「年号」欄は、令和の場合は印字のまま「5」、平成は「4」、昭和は「3」に修正してください。
（例）令和元年5月‥「5　01　05」、平成5年2月‥「4　05　02」、
昭和62年12月‥「3　62　12」
！注意！「西暦年/月」や「月/日」と記載しないでください。

⑤取得価額
償却資産を取得するために通常支出すべき金額（取引運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他事業の用に供するために直接要した費用）をいいます。
消費税を税込で経理処理している場合は税込価格を、税抜で経理処理している場合は税抜価格を取得価額として申告してください。

令和　〇　年度　　種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者コード

所有者名：株式会社　弘前太郎商店　　1 枚のうち 1 枚目

行番号	① 資産コード	② 資産の名称等	③ 数量	取得年月 年号	取得年月 月	⑤ 取得価額	⑥ 耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例 率	課税標準の特例 コード	課税標準額	⑦ 増加事由	⑧ 摘要
01	1	フェンス工事	1	5	04 07	1,100,000	10	0.					〇	
02	2	成型機　中古	1	5	03 07	1,100,000	10	0.					〇	
03	6	応接セット　一式	1	3 二	62 12	330,000	8	0.					〇	合併による受入れ
04	6	パソコン　ＰＣ－２０１６	2	4 二	27 04	500,000	4	0.					〇	R5.4 △△市より
05	6	テレビ　４Ｋ	1	5	29 04	400,000	5	0.					〇	申告もれ
06				5				0.						
07														

価格～課税標準額
記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告をする場合は記載してください。

⑥耐用年数
17～19ページを参照（一部のみ掲載）

⑦増加事由
該当する事由を〇で囲んでください。
「1」＝新品取得
「2」＝中古品取得
「3」＝移動による受入れ
「4」＝その他

⑧摘要
次のような事項について記載してください。
・課税標準の特例がある資産の適用条項
・耐用年数の変更があった場合はその表示
（例）平成20年度税制改正によるものの場合は「改正前〇〇年」
・短縮耐用年数や増加償却を適用している資産はその表示
・移動により受け入れた資産の移動元
・その他、資産の価格の決定にあって必要な事項
※摘要欄におさまらない場合には、別紙へ必要な事項を記載し、申告書に添付してください。

円	1・2 〇 3・4	合併による受入れ
円	1・2 3・4 〇	R5.4 △△市より
円	1・2 〇 3・4	申告もれ

前年までに申告があった方には、「償却資産細目一覧表」を送付いたします。「償却資産細目一覧表」に記載されている資産のうち、前年中に減少した資産の内容を転記してください。

※ 資産の種類・名称・取得価額などの修正は、一覧表の訂正（16ページ記載例4）によりお知らせください。

令和 ○ 年度

第二十六号様式別表二（提出用）

所有者コード		種類別明細書（減少資産用）	所有者名	1 枚のうち 1 枚目
			株式会社　弘前太郎商店	

行番号	① 資産の種類	② 資産番号	③	④ 数量	⑤ 取得年月 年号	月	⑥ 取得価額	⑦ 耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 ⑧ 1売却 2滅失 3移動 4その他	1全部 2一部	⑨ 摘要
01	1		チユウシヤジヨウホソウ	1	4 09	04	2,800,000円	15		1・②・3・4	①・2	老朽のためとりこわし
02	2		ベルトコンベアー	3	4 19	02	2,280,000円	12		1 ②・3・4	1 ②	5台のうち3台買替のため廃棄
03	6		パソコン　一式	1	4 28	05	500,000円	4		1・2 ③・4	①・2	△△市へ移動
04					5		十億 百万 千 円			1・2・3・4	1・2	
05										1・2・3・4	1・2	

資産の全部が減少した場合

①～⑦ → 「償却資産細目一覧表」に記載されている各項目をそのまま転記してください。

⑧ → 「減少の事由」のうち、あてはまるものを○で囲み、
「減少の区分」は「１全部」を○で囲んでください。

資産の一部が減少した場合

①～③、⑤、⑦ → 「償却資産細目一覧表」に記載されている各項目をそのまま転記してください。

④ → もともとが数量１の資産・・・・・・・・・・「０」と記入してください。
もともとが数量２以上の資産・・・・・・減少させた数量を記入してください。

⑥ → 減少した分の価格を記入してください。

⑧ → 「減少の事由」のうち、あてはまるものを○で囲み、
「減少の区分」は「２一部」を○で囲んでください。

⑨摘要について

・「減少の事由」について
「１売却」の場合は売却先
「２滅失」の場合は滅失理由
「３移動」の場合は受入先の所在地
「４その他」の場合は減少事由等
を摘要欄へ記入してください。

・「減少の区分」が「２一部」の場合には、
次のように記入してください。
例）当初取引価格　１００万円（数量５）のうち、
４０万 円　（数量２）分減少

・その他減少したことについて、必要事項を適宜
記入してください。

前年中に減少した資産について記載してください。

前年度までの申告内容を印字しています。
記載事項に訂正のある場合は、下記のように修正して提出してください。

前 年 度 の 資 産 （昨年申告分）
令 和 △ 年 1 月 1 日 現 在

償却資産細目一覧表

	資産番号	種類	資産の名称・規格・型式	数量	取得時期 号	年	月	耐用年数	取得価額(円)	特例非課税
1	00000001	1	ﾌﾞﾛｯｸﾍﾞｲ	1	4	20	04	15	**1,300,000** ~~1,365,000~~	**訂正**
2	00000002	1	ﾁｭｳｼｬｼﾞｮｳﾎｿｳ	1	4	20	04	15	12,000,000	
3	00000003	2	ﾍﾞﾙﾄｺﾝﾍﾞｱｰ	5	4	10	06	**10** ~~12~~	3,800,000	**省令改正**
4	00000004	6	~~ｺﾋﾟｰｷP502~~ **コピーキP2016**	1	4	24	04	5	1,000,000	**訂正**
5	00000005	6	ﾊﾟｿｺﾝｲｯｼｷ	1	4	29	04	4	500,000	
6	00000006	6	ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ	1	4	**15** ~~13~~	**05** ~~05~~	8	300,000	**訂正**
7	00000007	6	ｼﾞｮｾﾂｷ	1	4	28	08	**7** ~~6~~	250,000	**訂正**
12										

	種	規格・型式	数量
27			
32			

訂正の記載方法

1．訂正は二重線を引き、訂正した内容を記載してください。

2．訂正の内容を、「特例 非課税」欄、または各行の右側の余白へ記載してください。

余白が足りず、書ききれないときは、別紙に訂正内容を記載し添付するか、申告書「18 備考」欄へ記載してください。

※ 前年度までの申告内容により作成しておりますので、今年度より初めて申告される方には送付されません。
※ 訂正のない方は、この「償却資産細目一覧表」の提出は不要です。

耐用年数の訂正について　　下記のように区別して記載してください。

- 申告当初より誤った耐用年数で申告していた場合……「（耐用年数）訂正」
- 平成20年省令改正により耐用年数が変更となった場合……「省令改正」



前年前の申告内容について、訂正がある場合は提出してください。

（資料１）機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数（一部）

種類	構造または用途 細目	耐用年数
建物附属設備（全部掲載）	電気設備（照明設備を含む）	
	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備	15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
	冷暖房設備（冷凍機の出力が 22kw 以下のもの）	13
	その他のもの	15
	昇降機設備	
	エレベーター	17
	エスカレーター	15
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8
	エアーカーテン又はドアー自動開閉設備	12
	アーケード又は日よけ設備	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	店用簡易装備	3
	可動間仕切り	
	簡易なもの	3
	その他のもの	15
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10
構築物（一部掲載）	農林業用のもの	
	主としてコンクリート造、れんが造、石造、ブロック造のもの	
	果樹棚又はポップ棚	14
	その他のもの	17
	主として金属造のもの	14
	主として木造のもの	5
	土管を主としたもの	10
	その他のもの	8
	広告用のもの	
	金属造のもの	20
	その他のもの	10
	緑化施設及び庭園	
	工場緑化設備	7
	その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	20
	舗装道路及び舗装路面	
	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
	ビチューマルス敷のもの	3
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）※一部掲載	
	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	50
	サイロ	35
	下水道、煙突及び焼却炉	35
	爆発物用防壁及び防油堤	25
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	
	やぐら及び用水池	40
	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	30
	下水道、飼育場及びへい	15
	爆発物用防壁	13
	引湯管	10
	鉱業用廃石捨場	5
	その他のもの	40
	れんが造のもの（前掲のものを除く。） ※全部省略	－
	石造のもの（前掲のものを除く。） ※全部省略	－
	土造のもの（前掲のものを除く。）	
	防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道	40
	上水道及び用水池	30
	下水道	15
	へい	20
	爆発物用防壁及び防油堤	17
	その他のもの	40

※構築物のうち以下のものを省略しています。
鉄道業用又は軌道業用のもの、その他の鉄道用又は軌道用のもの、発電又は送配電用のもの、電気通信事業用のもの、放送用又は無線通信用のもの、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの

種類	構造または用途 細目	耐用年数
構築物（一部掲載）	金属造のもの（前掲のものを除く。） ※一部省略	
	サイロ	22
	送配管	
	鋳鉄製のもの	30
	鋼鉄製のもの	15
	ガス貯そう	
	液化ガス用のもの	10
	その他のもの	20
	薬品貯そう	
	塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他発煙性を有する無機酸用のもの	8
	有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	10
	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	15
	水そう及び油そう	
	鋳鉄製のもの	25
	鋼鉄製のもの	15
	飼育場	15
	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	10
	露天式立体駐車設備	15
	その他のもの	45
	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	10
	木造のもの（前掲のものを除く。）	
	橋、塔、やぐら及びドッグ	15
	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	10
	飼育場	7
	その他のもの	15
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
	主として木造のもの	15
	その他のもの	50
船舶	※全部省略	－
航空機	※全部省略	－
車両及び運搬具（一部掲載）	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。） ※全部省略	－
	特殊自動車（この項には、別表第二に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。） ※全部省略	－
	運搬事業用、貸自動車用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） ※全部省略	－
	前掲のもの以外のもの ※自動車等を省略	
	自転車	2
	フォークリフト	4
	トロッコ	
	金属製のもの	5
	その他のもの	3
	その他のもの	
	自走能力を有するもの	7
	その他のもの	4
工具（全部掲載）	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	5
	治具及び取付工具	3
	ロール	
	金属圧延用のもの	4
	なつ染ロール、粉砕ロール、混練ロールその他のもの	3
	型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工具	
	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成形用金型及び鋳造用型	2
	その他のもの	3
	切削工具	2
	金属製柱及びカッペ	3
	活字及び活字に常用される金属	
	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る）	2
	自製活字及び活字に常用される金属	8
	前掲のもの以外のもの	
	白金ノズル	13
	その他のもの	3
	前掲の区分によらないもの	
	白金ノズル	13
	その他の主として金属製のもの	8
	その他のもの	4

種類	構造または用途　細目	耐用年数
器具及び備品（全部掲載）	1　家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く）	
	事務机、事務いす及びキャビネット	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	ベット	8
	児童用机及びいす	5
	陳列だな及び陳列ケース	
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5
	冷房用または暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）	4
	カーテン、座布団、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
	じゅうたんその他の床用敷物	
	小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	3
	その他のもの	6
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	食事又はちゅう房用品	
	陶磁器製又はガラス製のもの	2
	その他のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	2　事務機器及び通信機器	
	謄写機器及びタイプライター	
	孔版印刷又は印書業用のもの	3
	その他のもの	5
	電子計算機	
	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）	4
	その他のもの	5
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）金銭登録機、タイムレーダーその他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター及びファクシミリ	5
	インターホン及び放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器	
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
	その他のもの	10
	3　時計、試験機器及び測定機器	
	時計	10
	度量衡器	5
	試験又は測定機器	5
	4　光学機器及び写真制作機器	
	オペラグラス	2
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8
	5　看板及び広告器具	
	看板、ネオンサイン及び気球	3
	マネキン人形及び模型	2
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5

＜注意＞
資料1及び2は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1及び別表第2を基に作成しましたが、掲載スペースの都合上、償却資産の課税対象に含まれないもの（「建物」の全部や「車両及び運搬具」の一部）や、使用頻度が低いものについては記載を省略しています。ここに記載の無いものや他の別表については法令集や減価償却に関する書籍等で確認してください。
法令データベース：　https://www.e-gov.go.jp（電子政府の総合窓口）

種類	構造または用途　細目	耐用年数
器具及び備品（全部掲載）	6　容器及び金庫	
	ボンベ	
	溶接製のもの	6
	鍛造製のもの	
	塩素用のもの	8
	その他のもの	10
	ドラムかん、コンテナーその他の容器	
	大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）	7
	その他のもの	
	金属製のもの	3
	その他のもの	2
	金庫	
	手さげ金庫	5
	その他のもの	20
	7　理容又は美容機器	5
	8　医療機器	
	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	血液透析又は血しょう交換用機器	7
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6
	調剤機器	6
	歯科診療ユニット	7
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	6
	その他のもの	8
	その他のもの	
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4
	その他のもの	6
	その他のもの	
	陶磁器製又はガラス製のもの	3
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
	9　娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	
	たまつき用具	8
	パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2
	ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具	5
	スポーツ具	3
	劇場用観客いす	3
	どんちょう及び幕	5
	衣しょう、かつら、小道具及び大道具	2
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
	10　生物	
	植物	
	貸付業用のもの	2
	その他のもの	15
	動物	
	魚類	2
	鳥類	4
	その他のもの	8
	11　前掲のもの以外のもの	
	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコー	2
	シート及びロープ	2
	きのこ栽培用ほだ木	3
	漁具	3
	葬儀用具	3
	楽器	5
	自動販売機（手動のものを含む。）	5
	無人駐車管理装置	5
	焼却炉	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
	12　前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8

（資料２）機械及び装置の耐用年数

番号	資産の種類及び細目	耐用年数
1	食料品製造業用設備	10
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10
3	繊維工業用設備	
	炭素繊維製造設備　黒鉛化炉	3
	炭素繊維製造設備　その他の設備	7
	その他の設備	7
4	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	8
5	家具又は装備品製造業用設備	11
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
7	印刷業又は印刷関連業用設備	
	デジタル印刷システム設備	4
	製本業用設備	7
	新聞業用設備　モノタイプ、写真又は通信設備	3
	新聞業用設備　その他の設備	10
	その他の設備	10
8	化学工業用設備	
	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5
	塩化りん製造設備	4
	活性炭製造設備	5
	ゼラチン又はにかわ製造設備	5
	半導体用フォトレジスト製造設備	5
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5
	その他の設備	8
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	7
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	8
11	ゴム製品製造業用設備	9
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9
13	窯業又は土石製品製造業用設備	9
14	鉄鋼業用設備	
	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	9
	その他の設備	14
15	非鉄金属製造業用設備	
	核燃料物質加工設備	11
	その他の設備	7
16	金属製品製造業用設備	
	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6
	その他の設備	10
17	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第20号及び第22号に掲げるものを除く。）	12
18	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第21号に掲げるものを除く。）	
	金属加工機械製造設備	9
	その他の設備	12
19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。）	7
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	
	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	6
	プリント配線基板製造設備	6
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5
	その他の設備	8
21	電気機械器具製造業用設備	7
22	情報通信機械器具製造業用設備	8
23	輸送用機械器具製造業用設備	9
24	その他の製造業用設備	9
25	農業用設備	7
26	林業用設備	5
27	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）	5
28	水産養殖業用設備	5
	※ 全部掲載	

番号	資産の種類及び細目	耐用年数
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	
	石油又は天然ガス鉱業用設備　坑井設備	3
	石油又は天然ガス鉱業用設備　堀さく設備	6
	石油又は天然ガス鉱業用設備　その他の設備	12
	その他の設備	6
30	総合工事業用設備	6
31	電気業用設備	
	電気業用水力発電設備	22
	その他の水力発電設備	20
	汽力発電設備	15
	内燃力又はガスタービン発電設備	15
	送電又は電気業用変電若しくは配電設備	
	需要者用計器	15
	柱上変圧器	18
	その他の設備	22
	鉄道又は軌道業用変電設備	15
	その他の設備　主として金属製のもの	17
	その他の設備　その他のもの	8
32	ガス業用設備	
	製造用設備	10
	供給用設備　鋳鉄製導管	22
	供給用設備　鋳鉄製導管以外の導管	13
	供給用設備　需要者用計量器	13
	供給用設備　その他の設備	15
	その他の設備　主として金属製のもの	17
	その他の設備　その他のもの	8
33	熱供給業用設備	17
34	水道業用設備	18
35	通信業用設備	9
36	放送業用設備	6
37	映像、音声又は文字情報製作業用設備	8
38	鉄道業用設備	
	自動改札装置	5
	その他の設備	12
39	道路貨物運送業用設備	12
40	倉庫業用設備	12
41	運輸に附帯するサービス業用設備	10
42	飲食料品卸売業用設備	10
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	
	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）	13
	その他の設備	8
44	飲食料品小売業用設備	9
45	その他の小売業用設備	
	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
	その他の設備　主として金属製のもの	17
	その他の設備　その他のもの	8
46	技術サービス業用設備（他の各号に掲げるものを除く。）	
	計量証明業用設備	8
	その他の設備	14
47	宿泊業用設備	10
48	飲食店業用設備	8
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
50	その他の生活関連サービス業用設備	6
51	娯楽業用設備	
	映画館又は劇場用設備	11
	遊園地用設備	7
	ボウリング場用設備	13
	その他の設備　主として金属製のもの	17
	その他の設備　その他のもの	8
52	教育業（学校教育を除く。）又は学習支援業用設備	
	教習用運転シュミレータ設備	5
	その他の設備　主として金属製のもの	17
	その他の設備　その他のもの	8
53	自動車整備業用設備	15
54	その他のサービス業用設備	12
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
	機械式駐車設備	10
	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	8
	その他の設備　主として金属製のもの	17
	その他の設備　その他のもの	8

１４．委任状の記載方法

申告者以外の方が個人番号を記入した申告書を提出される場合、委任状が必要です。
なお、申告者が法人の場合の委任状は不要です。

◆ 右ページを切り取ってご提出ください。
（同様の内容であれば、任意の用紙でもかまいません。）

記載例Ⅰ　**マイナンバーカードの写し**を添付される方

委　任　状

（代理人）住所　青森県弘前市大字下白銀町１番地２
氏名　弘前　城太郎

代理で提出される方の住所・氏名

上記代理人に償却資産申告書および下記添付書類の提出を委任いたします。

記

・添付書類（１または２を〇で囲んでください）
①　マイナンバーカードの写し
２．個人番号通知カードの写し（郵送の場合、運転免許証の写しも添付）

１を〇で囲む

以上

日付を忘れずに　→　令和〇年×月△日

申告者ご本人の住所・氏名

（委任者）住所　青森県弘前市大字上白銀町１番地１
氏名　弘前　たか丸

押印不要

記載例Ⅱ　**個人番号の通知カードの写し**および**運転免許証の写し**を添付される方

委　任　状

（代理人）住所　青森県弘前市大字下白銀町１番地２
氏名　弘前　城太郎

代理で提出される方の住所・氏名

上記代理人に償却資産申告書および下記添付書類の提出を委任いたします。

記

・添付書類（１または２を〇で囲んでください）
１．マイナンバーカードの写し
②　個人番号通知カードの写し（郵送の場合、運転免許証等の写しも添付）

２を〇で囲む

以上

日付を忘れずに　→　令和〇年×月△日

申告者ご本人の住所・氏名

（委任者）住所　青森県弘前市大字上白銀町１番地１
氏名　弘前　たか丸

押印不要

委　任　状

（代理人）住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記代理人に償却資産申告書および下記添付書類の提出を委任いたします。

記

・添付書類（１または２を○で囲んでください）
　１．マイナンバーカードの写し
　２．個人番号通知カードの写し（郵送の場合、運転免許証等の写しも添付）

以上

令和　　年　　月　　日

（委任者）住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

✂ キ リ ト リ ✂

郵便で申告書を提出される方は、
切り取って宛名としてご利用ください。

✂ キ リ ト リ ✂

０３６－８５５１

青森県弘前市大字上白銀町１番地１

弘前市　資産税課　資産税係　宛

償却資産申告書在中



☞　提出の前に、もう一度ご確認ください

☐ **申告書へ連絡先の電話番号を記入していますか？**

　□ 個人の申告書を代理人が提出する場合、委任状を添付していますか？（ → p.20 ～ 21 ）

☐ **マイナンバー（個人番号・法人番号）は記入していますか？**

　□ 番号・身元確認書類はありますか？（ → p.2 ）

☐ **種類別明細書(増加資産・全資産用)に、記入もれはありませんか？**

　□ 取得年月は和暦で正しく「年・月」が記入されていますか？

　□ 耐用年数は記入していますか？

☐ **申告対象外の資産を申告していませんか？**（ → p.3 ～ p.7 ）

　□ 申告不要な家屋や、小型特殊自動車などはありませんか？

☐ **課税標準の特例が適用される資産がありますか？**

　□ 新たに課税標準の特例が適用される資産を申告する場合、各種添付書類が必要です。（ → p.8 ）

☐ **郵送で提出される場合、返信用の封筒を同封していますか？**

　□ 返信用封筒に切手は貼っていますか？

　□ 控の返送が不要な方は、返信用封筒の同封は要りません。



青森県 弘前市